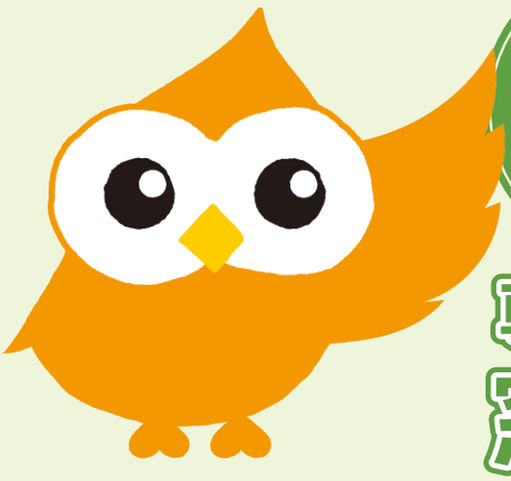
こどもまんなか
こども家庭庁

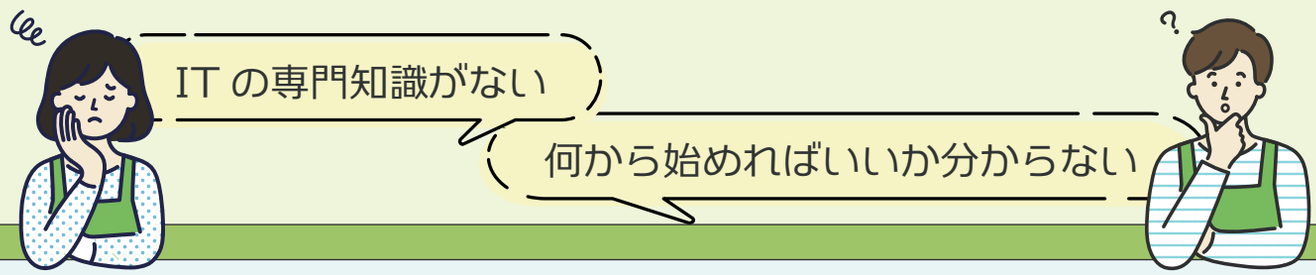


民間中小規模事業者向け

適切な「情報管理措置」ができるよう、専門家を紹介するための窓口を設置します

「犯罪事実確認書」の厳格な管理、準備はできていますか？

令和８年12月25日施行のこども性暴力防止法により、こどもと接する従事者の機微な「犯歴情報」を取り扱う際、事業者には厳格な情報管理措置が義務付けられます。



という中小規模事業者様をサポートするため、
国家資格を持つセキュリティのプロによる専門家相談窓口を開設しました。

情報処理安全確保支援士（登録セキスペ）が、
１事業者あたり 最大１時間まで無料 で
あなたの組織に合わせた対策をアドバイスします！

対象となる事業者様（ご利用条件）

- ☑ **こども性暴力防止法の対象となる事業者**（学校設置者等・民間教育保育等事業者）
- ☑ **民間の法人、個人事業主、または任意団体**である
- ☑ **常時使用する従業員等が100名以下（またはそれに準ずる）の中小規模事業者**である

※情報管理に十分な知見のない中小規模の事業者様であっても、適切に措置を実施できるよう、国が費用を負担して支援する事業です。

専門家に相談できる内容とご利用の流れ

犯罪事実確認書の管理について こんなお悩みを解決します

組織的情報管理措置の支援

・組織体制の整備
・自己点検の実施方法
・漏えい事案発生時の報告連絡体制の整備 など

相談例 情報管理体制上の責任者・担当者の設定が適切か相談したい。

人的情報管理措置の支援

・従事者向け研修教材の適切な活用に関する支援
・定期的な意識啓発に関する支援　など

相談例 社内研修資料として作成した犯罪事実確認書の取扱いに関する Q&A の内容が適切かどうか確認したい。

物理的情報管理措置の支援

・管理区域・取扱区域の適切な管理
・取扱機器の盗難防止のためのルール策定
・取扱機器紛失時に備えた情報漏えい防止策　など

相談例 犯罪事実確認書を取り扱う区域内では、具体的にどのような措置を講じればよいですか。

技術的情報管理措置の支援

・取扱機器のアクセス制限の設定の適正性
・アンチウイルスソフトの導入・管理　など

相談例 サイバー攻撃や不正アクセス防止のため、犯罪事実確認書を閲覧する機器にはどのような対策が必要ですか。

※漏えい発生時の緊急事後対応やパスワード設定代行等は対象外です。
※情報管理規程の作成を代行することはできません。

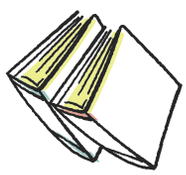
ご利用ステップ

STEP1 お申込み



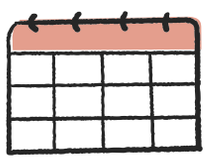
Web フォームにて相談シートをご記入またはお電話にてお申込み

STEP2 専門家マッチング



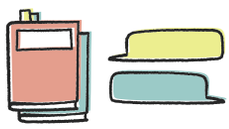
事務局が最適な情報処理安全確保支援士を選定

STEP3 日程のご案内



事務局よりオンライン相談の日時をご連絡

STEP4 相談実施



原則オンライン

1 事業者 / 上限 1 時間まで直接アドバイス

こども家庭庁ウェブサイト内に、Web フォームを設置しています。
下記の URL よりお申し込みください。
（Web フォームからのお申込みが難しい場合には、お電話によるお申込みも可能です。）

Web 受付（24 時間受付）
https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou/security-specialist

電話受付（平日 9:00 ～ 17:00） 03-6387-9553

※本事業はこども家庭庁の委託を受け、運営事務局が実施しています。